神福障支 1051 号
令和４年６月１日

障害関係施設等　施設長　様
管理者　様

神戸市福祉局長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、本市の福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、引き続き、変異株を含め感染状況を注視しながら、ワクチン接種の取り組みを推進するとともに、感染拡大防止の取り組みの継続など、感染症対策に取り組んでいく必要があることから、「令和４年度新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」を策定しましたので、内容をご確認いただき、感染拡大防止対策の徹底等に取り組んでいただきますようご協力をお願いいたします。

記

１．令和４年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針－第１弾－」
https://www.city.kobe.lg.jp/a95474/20220531.html

社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。

②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2 か月分の使用量を確保すること。

③面会については、面会者からの感染を防ぐことと家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。具体的には感染の発生状況、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、直接面会を含めた対応を検討すること。

直接面会を実施する場合は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。

④利用者の外泊・外出については、感染拡大防止と家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。

外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底すること。

⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して感染リスクの高い行動の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査については、引き続き実施する。

重症化予防のため、高齢者・障害者施設等におけるワクチンの 4 回目施設内接種を進めるとともに、引き続き感染拡大防止に取り組む。

福祉局障害者支援課　TEL：322-5230
FAX：322-0393